

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請

○生活保護法による施術者の指定

○生活保護法による指定施術者の廃止の届出

○認証食品の認証(三件)

○昭和四十八年宮城県告示第三百十五号(海岸保全区域の指定)の一部改

正

○保安林の指定の解除の予定

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

○土地改良区役員の就任の届出

公 告

○開発行為に関する工事の完了(四件)

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

正 誤

○宮城県公報第二四六一号別冊(宮城県告示第四百八十八号関係)中

告 示

○宮城県告示第四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び

ページ

維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。
平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社ジェー・エー・シー

2 所在地 宮城県石巻市蛇田字新塚寺八十一番地三

3 代表者の氏名 代表取締役 真野 孝仁

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎十四番地の一 他

三 新設又は変更の別

変更

四 産業廃棄物処理施設の種類の

廃プラスチック類の破砕施設

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず

六 申請年月日

平成二十五年十二月二十五日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 平成二十六年一月十日から平成二十六年二月十日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年二月二十五日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	施術所の所在地	指定年月日
多田 周平 （イーグル整骨院東船岡店）	柴田郡柴田町船岡新栄四一六一五	平成二十五年十一月二十八日
尾形 潤 （オレンジ接骨院多賀城店）	多賀城市高橋二一四一十五	平成二十五年十二月六日

○宮城県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	施術所の所在地	廃止年月日
長谷川昌平 （しあわせ整骨院）	仙台市若林区大和町四一二十二一十五	平成二十五年十月三十一日

○宮城県告示第七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百十二	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五十一番地
百八十	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五十一番地

二 認証年月日

平成二十五年十二月二十七日

○宮城県告示第八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百八十	農産物漬物	豊屋食品工業株式会社 代表取締役 奥津弘	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八剣二十番地
二百九	農産物漬物	豊屋食品工業株式会社 代表取締役 奥津弘	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八剣二十番地

二 認証年月日

平成二十五年十二月二十七日

○宮城県告示第九号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証 番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百四十	ジャム類	鎌戸啓子	夏そら工房	巨理郡巨理町吉田字作田七十 八番地一
二百十	ジャム類	鎌戸啓子	夏そら工房	巨理郡巨理町吉田字作田七十 八番地一

二 認証年月日

平成二十五年十二月二十七日

○宮城県告示第十号

昭和四十八年宮城県告示第三百十五号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県三陸南沿岸志津川海岸寺浜地区海岸寺浜地区海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 志津川 寺浜地 小細谷地 基点A点

三陸南 海岸 区海岸 先海岸

沿岸

本吉郡南三陸町戸倉字小細谷四三番一の北緯三八度三八分一六秒七六一〇東経一四一度三〇分五五秒三四八六の地点

補助点

○分五五秒七三三六の地点
○分五五秒七三三六の地点
(1)点は、北緯三八度三八分一六秒八七一〇東経一四一度三

(2)点は、北緯三八度三八分一七秒一一三六東経一四一度三
○分五六秒〇五四八の地点

(3)点は、北緯三八度三八分一六秒六五九五東経一四一度三
○分五六秒七九八九の地点

(4)点は、北緯三八度三八分一六秒三七七〇東経一四一度三
○分五八秒〇一二五の地点

(5)点は、北緯三八度三八分一六秒四五六九東経一四一度三
○分五九秒二五三四の地点

(6)点は、北緯三八度三八分一六秒九六三七東経一四一度三
一分〇〇秒五九九九の地点

(7)点は、北緯三八度三八分一七秒八五〇三東経一四一度三
一分〇一秒一八〇七の地点

(8)点は、北緯三八度三八分一九秒〇三七四東経一四一度三
一分〇一秒五四九一の地点

(9)点は、北緯三八度三八分一八秒八六六四東経一四一度三
一分〇二秒三九八〇の地点

(10)点は、北緯三八度三八分一八秒三七九三東経一四一度三
一分〇二秒一九〇五の地点

(11)点は、北緯三八度三八分一八秒二七二五東経一四一度三
一分〇二秒七六二八の地点

(12)点は、北緯三八度三八分一八秒一〇四六東経一四一度三
一分〇二秒六九四四の地点

(13)点は、北緯三八度三八分一八秒一一八九東経一四一度三
一分〇二秒五四〇八の地点

(14)点は、北緯三八度三八分一七秒三〇三七東経一四一度三
一分〇二秒二八七八の地点

(15)点は、北緯三八度三八分一七秒三五五四東経一四一度三
一分〇二秒〇七五六の地点

(16)点は、北緯三八度三八分一六秒九一四二東経一四一度三
一分〇一秒八三二九の地点

(17)点は、北緯三八度三八分一六秒五〇一三東経一四一度三
一分〇一秒五二四三の地点

(18)点は、北緯三八度三八分一六秒五〇二八東経一四一度三
一分〇一秒七三三二の地点

(19)点は、北緯三八度三八分一六秒三二六七東経一四一度三
一分〇一秒九八八四の地点

(20)点は、北緯三八度三八分一六秒二二七四東経一四一度三
一分〇一秒九八九六の地点

(21)点は、北緯三八度三八分一六秒二二六九東経一四一度三
一分〇一秒九二七六の地点

(22)点は、北緯三八度三八分一六秒一一三四東経一四一度三
一分〇一秒九二八九の地点

(23)点は、北緯三八度三八分一五秒八八七六東経一四一度三

- 一分〇一秒八二四七の地点
- (24) 点は、北緯三八度三八分一五秒七五三七東経一四一度三一分〇一秒七五三七の地点
- (25) 点は、北緯三八度三八分一五秒七二三五東経一四一度三一分〇一秒七七七八の地点
- (26) 点は、北緯三八度三八分一五秒四四七三東経一四一度三一分〇一秒九九八七の地点
- (27) 点は、北緯三八度三八分一五秒三九六九東経一四一度三一分〇二秒〇一七五の地点
- (28) 点は、北緯三八度三八分一五秒三五八六東経一四一度三一分〇二秒〇六三八の地点
- (29) 点は、北緯三八度三八分一四秒二九六〇東経一四一度三分五九秒〇九一四の地点
- (30) 点は、北緯三八度三八分一四秒九二〇二東経一四一度三分五八秒四一九〇の地点
- (31) 点は、北緯三八度三八分一五秒四〇二五東経一四一度三分五八秒四〇八一の地点
- (32) 点は、北緯三八度三八分一五秒四一四〇東経一四一度三分五六秒九三三七の地点
- (33) 点は、北緯三八度三八分一五秒四四八三東経一四一度三分五六秒四三三七の地点
- (34) 点は、北緯三八度三八分一五秒五三七五東経一四一度三分五六秒四二一五の地点
- (35) 点は、北緯三八度三八分一五秒六四一四東経一四一度三分五六秒四二四〇の地点
- (36) 点は、北緯三八度三八分一五秒七四三三東経一四一度三分五六秒四四八六の地点
- (37) 点は、北緯三八度三八分一五秒八四二六東経一四一度三分五六秒四九五九の地点
- (38) 点は、北緯三八度三八分一五秒八九四四東経一四一度三分五六秒四九五六の地点

(39) 点は、北緯三八度三八分一五秒九五八六東経一四一度三分五六秒三三七〇の地点

(40) 点は、北緯三八度三八分一六秒一三五六東経一四一度三分五五秒九六五三の地点

(41) 点は、北緯三八度三八分一六秒三三六二東経一四一度三分五五秒六四二九の地点

(42) 点は、北緯三八度三八分一六秒四五〇〇東経一四一度三分五五秒四八一一の地点

(43) 点は、北緯三八度三八分一六秒六四八六東経一四一度三分五五秒二三六七の地点

区域
A、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(31)、(32)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(38)、(39)、(40)、(41)、(42)、(43)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界測地系による)

〇宮城県告示第十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成二十六年一月十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所
東松島市野蒜字下沼五の三、二二二の二九、二二二の六三(次の図に示す部分に限る。)、二二二の六五、二二二の八三、二二二の四

二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 解除の理由
河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

〇宮城県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、松島町加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年一月十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年十二月二十一日	菊地 芳夫	名取市杉ヶ袋字新田北裏三十四番地	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

岩沼市下野郷字出雲屋敷三十三番二並びに三十四番一、三十四番二及び三十五番二の各一部

岩沼市下野郷字出雲屋敷三十三番地一

株式会社青葉機械工事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市宮戸字横山九番五、十一番一及び十六番五並びに十番、十一番二及び十三番の各一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市宮戸字松原一番地一ヶ月浜地区応急仮設住宅三二一一号室
鈴木 一男

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
牡鹿郡女川町鷲神浜字荒立七十三番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区大町二丁目十五番二十九号
東北発電工業株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
登米市中田町石森字加賀野田中七十一番一、七十六番、七十六番一及び七十九番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区片平一丁目二番三十八号チサンマンション青葉通り四〇六号
MRS・アセット株式会社

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
平成二十六年一月十日
宮城県教育委員会
委員長 庄 子 晃 子

- 一 日時 平成二十六年一月十五日 午後一時三十分
- 二 場所 教育委員会会議室
- 三 事件

- 1 宮城県美術協議会委員の人事について
傍聴者の定員 十二人

傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

正 誤

○宮城県公報第二四六一号別冊（宮城県告示第四百八十八号関係）中

ページ	行	正	誤
五〇	七	唐桑地先	唐桑堀先
一一六	一四	(削除)	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光遠距離3キロメートル以上)
一一七	九	漁場ア、エの位置に夜間識別	漁場ア、オの位置に夜間識別
一一一	五二	ばならない。(ウのみ光	ばならない。(ア、ウのみ光
一一三	一	(削除)	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。
一五〇	一	漁場シ、ヌの位置に夜間識別	漁場エ、オの位置に夜間識別
一五四	三一	漁場エ、オ、カの位置に夜間	漁場ア、イ、ウの位置に夜間

一五四	四一	漁場エ, オ, カの位置に夜間 漁場ウ, エの位置に夜間識別可能な標 識を設置しなければならない。	漁場イ, ウ, エの位置に夜間 漁場エ, オ, カの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければならない。 (オのみ光達距離3キロメートル以上)
一五五	三	ばならない。(光達 ばならない。(光達	ばならない。(ア, ウ, エのみ光達 ばならない。(イ, ウ, エのみ光達
一五六	一一	漁場イ, ウの位置に夜間識別	漁場ア, エの位置に夜間識別
一八六	二五		